

令和5年度 中小企業大学校講座受講促進助成制度 実施要綱

公益社団法人福岡県トラック協会

第1条 目的

トラック運送事業者の経営者・管理者が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

第2条 受講対象者

公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）の会員事業所（以下「会員」という）で法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者とする。

第3条 対象校

国の人材養成機関である次の中小企業大学校9校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEB e Campus（web講座）を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	所在地	電話
旭川校	〒078-8555 北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	〒955-0025 新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡1929	0790-22-5931
広島校	〒733-0834 広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
直方校	〒822-0005 福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	〒868-0021 熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

※金沢キャンパス及び四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸及び四国各県の会議施設等で開講されるもの。

第4条 対象講座

対象となる講座は、令和5年3月2日から令和6年2月29日までの中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材教育、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

第5条 助成の交付額及び受講定員（予算）

- (1) 助成金の交付額は、1回の受講料につき県ト協及び公益社団法人全日本トラック協会（以下「全

ト協」という) から3分の1(100円未満は切り上げ) ずつとする。

但し、令和5年3月2日から令和5年3月31日の期間に受講した講座の助成金の交付額は、1回の受講につき全ト協からのみ3分の1(100円未満は切り上げ) とする。

(2) 国、自治体等と県ト協からの助成金の合計が受講料を上回る場合は県ト協の助成額を減額する。

また、国、自治体等と県ト協からの助成金の合計が受講料の3分の2を超える場合は全ト協からの助成金を交付しない。

(3) 1会員当たりの県ト協からの助成額は10万円を限度とし、申請は当該年度中10名までとする。

但し、助成期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

第6条 助成の申し込み

会員は、別添の「様式1」中小企業大学校講座受講促進助成制度申込書をFAXにて県ト協に提出する。県ト協から受講の承認の連絡があり次第、中小企業大学校へ受講を申し込む。

第7条 受講講座の変更及びキャンセル

会員は助成の申し込みを行った後、やむを得ない理由により、受講講座の変更又はキャンセルした場合は速やかに、県ト協へ連絡しなければならない。

なお、キャンセル等で発生した費用等は、会員が全額負担するものとする。

第8条 受講修了通知書の提出

(1) 会員は、受講が終了し、受講料全額を中小企業大学校に支払った後、別添「様式2」受講修了通知書と、中小企業大学校が発行する「受講修了証書」(写し)及び「振込金受取書」等(写し)を添付し、県ト協に提出する。(FAX可)

(2) 受講修了通知書の締切は、令和5年3月から9月分の講座を上期とし、令和5年10月2日までに県ト協必着、10月から翌年2月29日分の講座を下期とし、令和6年3月1日までに県ト協必着とする。

第9条 助成金の交付

県ト協は前条の受講修了通知書の提出があったときは、速やかに審査し、その内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

第10条 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、令和5年4月1日より適用する。